

3点の「公開質問状」を道教委へ

- 「**サービス実態調査**」(3・30)
- 「**政治的行為の制限**」(5・6)
- 「**情報提供制度**」(5・26)

を即時撤回せよ

たちむかう会

発行所
教育と労働運動の危機に
たちむかう会
No.2
札幌市中央区南3条西12丁目
北海道教育会館
北海道退職者教職員協議会内
電話 011-561-8532

「たちむかう会」が抗議・要請

「たちむかう会」の「会報No.1」でお伝えしましたように4月28日当会は、道教委に対し「不当な職務実態調査」の撤回並びに見解を求める要請行動を行いました。それに対する回答を出さないまま道教委は、さらに、5月6日「教職員の政治的行為の制限について」、5月26日「学校教育における法制等違反に係る情報提供制度に関する要綱」と矢張り早くに教育現場に対する管理・統制策を打ち出してきました。

また、当会の再三の要求でようやく道教委は4月28日の「要請書」に対する回答を5月24日付けで送付してきましたが(別記資料)、それは真摯に検討もせず道民・教育現場の理解も納得も得られる内容ではありませんでした。

そこで当会は再度にわたって役員会を開催したり、北教組顧問弁護士と学習会を持ち、道教委の回答、「教職員の政治的行為の制限について」の通知、「学校教育における法制等違反に係る情報提供制度」以上の3点について道教委に公開質問を行うことにしました。6月18日、道教委に要請行動を行い、公開質問を手交し、教育長が当会と会って直接回答するよう強く求めました。

当会は憲法で保障する基本的人権・市民的権利を全面否定し、教職員を教育行政に隷属・隷従させる政策に断固反撃して、道教委が一連の不当な行政措置を撤回し謝罪するまでたたかい抜く決意です。

不当調査の撤回を

求める公開質問状

5月24日付けで北海道教育 教委の不当調査の撤回を求め
委員会委員長から本会の「道 する要請書」について回答があ

りましたが、この内容は教育現場並び道民の理解も納得も到底得られるものではありません。よって、回答の問題点を指摘し公開質問としますので見解を求めます。

記

回答1について

調査の必要性について回答では、任命権者としてこのたびの職員団体の行為が「現場教職員、保護者や地域の方々」に大きな不信や不安を与えた」と考え、これらを取り除き、「本道の学校教育に対する道民の信頼を確保するため」としています。

本会が要請書で指摘しているように、この調査内容には数多くの憲法と法律に違反するものがあり、また、明らかに不当労働行為に当たり、さらに自民党の圧力に屈した政治的なものなどから、この調査を強行すれば「現場教職員、保護者や地域の方々」に大きな不信や不安を与え、学校教育に対する道民の信頼を損ねることになる」ので、強く中止を求めている訳です。それにも拘らず調査を強行していることに厳しく抗議します。

が、見解を明らかにしてください。

回答2について

本会が明らかにしていただきたいことは、法律によつて当局とは独立した自主的組織である職員団体の活動を任命権者が調査するその法的根拠です。

回答では「地方公務員法や地教行法の規定による」としてはいますが、これらは「職員団体の活動」を「任命権者が調査できる」とする規定はどこにもありません。

再度お尋ねしますが、対外に道教委は「法令上、職員団体の調査を行う権限はない」と表明しながら、調査を強行した法制的根拠を明確にしてください。

回答3について

道教委の「責任と権限」で行ういかなる調査も法令等の遵守が前提にあることには異論がないと考えます。しかるに今回の調査には本会が指摘しているように、憲法や労働組合法等に照らし違憲・違法な内容が数多く含まれています。このことについての法的見解を求めているのに回答がありません。

よつて、要請事項の「3」についての法的見解



を明らかにすることを求めます。

回答4について

「議会での議論を踏まえ」と回答3の中にあります。この議会の議論とは、根拠が極めて不確かな自民党道議の一方的な主張のことと思われれます。一つの政党の誤った言い分を鵜呑みにしてこのような調査を行うことは、普遍不党・政治的中立でなければならぬ教育行政自らその立場を放棄しているのではないかとの数多くの指摘が多方面からあります。

この点について何の回答もありませんので再度見解を求めます。

回答5について

本会が要請した内容は、

「教育行政と現場教職員との信頼と協力関係確立の重要性」の観点からすれば、今回の違憲・違法な調査の

強行はその関係を損ねることになるといふこととす。この点についてまったく回答されておりませんの

以上

「不当調査の撤回を求める要請書」に対する道教委の回答

平成22年4月28日付けで提出のありました標記要請書の要請事項について、次のとおり回答いたします。

要請事項1について

先の衆議院議員選挙にかわり、子どもたちの教育に直接携わっている教職員が加入している職員団体の幹部が、逮捕・起訴されたということ

は、誠に遺憾なことであり、現場の教職員はもとより、保護者や地域の方々にも大きな不安や不信を与えたものと考

えているところであります。道教委としては、この度の調査は、文部科学省からの調

査要請も踏まえ、こうした不安や不信を取り除き、本道の学校教育に対する道民の信頼を確保するため、教職員の勤務規律の状況などについて任命権者として調査を行うものであります。

この度の調査は、違法な行為や不適切な行為が行われていたかどうかなど、教職員の勤務規律の状況や職員団体の活動による学校運営への影響について、任命権者として調査を行うものであり、その調査の具体的な項目や実施方法などについては、文部科学省からの要請内容や、議会での議論を踏まえ、道教委の責任とその権限において決定し、通知をしたものであります。

この度の北教組にかかわる事態を受けて、子どもたちや現場の教職員、保護者や地域の方々の不安を取り除き、学校教育に対する道民の信頼を確保するために、教職員の勤務規律の状況などについて調査を行うものであり、今回の調査を通して、教職員の勤務規律の状況や、職員団体の活動による学校運営への影響について明らかにするとともに、正すべきことは正し、校長がその権限と責任のもとリー

この度の調査は、教職員が法令や学習指導要領に反する違法な行為や不適切な行為を行っていたかどうかなど、教職員の勤務規律の状況などについて、地方公務員法や地教法の規定により、任命権者として調査するものであります。

この度の調査は、教職員が法令や学習指導要領に反する違法な行為や不適切な行為を行っていたかどうかなど、教職員の勤務規律の状況などについて、文部科学省からの要請も踏まえて、道教委として、調査を行うこととしたものであります。

この権限と責任のもとリーダースhipを発揮し、適切な学校運営が行われていくことができるような環境を整えていくことが、何よりも大切であると考えております。

要請事項3について 教職員は、法令等を遵守し、政治的中立性を確保しながら、学習指導要領に基づき、教育に当たっていくことが大切であると考えているところであります。

この度の調査は、教職員が法令や学習指導要領に反する違法な行為や不適切な行為を行っていたかどうかなど、教職員の勤務規律の状況などについて、文部科学省からの要請も踏まえて、道教委として、調査を行うこととしたものであります。

重されなければならない基本的人権であることは言うまでもありません。国際的にもILO151号条約では公務員も他の労働者同様、市民権及び政治的権利を持つべきであり、ILO・ユネスコ勧告でも教員は一切の市民的権利を自由に行使すべきであり、かつ公職に就く権利もまたなければならぬとされています。

「教職員の政治的行為の制限について」(通知)に反対しその撤回を求める公開質問状

道教委は、5月6日、標記の通知を発し教職員の政治的行為について、違反の「具体例」「判決事例」「参考条文」を示し、その周知徹底と万全な勤務規律の確保を求めました。

この内容は、道教委が道議

会自民党の圧力に屈して発出したもので、教育公務員には政治的行為がすべて禁止されているかのようなものになっています。

これは、教育長が「教職員の政治的活動はいけないうことではなく法令に基づい

この通知は、明らかに選挙活動、とりわけ参議選を目前にして教職員を萎縮させようとする卑劣な政治的意図をもった組織攻撃であり極めて不当なものです。

法21条に明確に保障されているように、表現の自由及び公民権の行使として最大限尊

重されなければならない基本的人権であることは言うまでもありません。国際的にもILO151号条約では公務員も他の労働者同様、市民権及び政治的権利を持つべきであり、ILO・ユネスコ勧告でも教員は一切の市民的権利を自由に行使すべきであり、かつ公職に就く権利もまたなければならぬとされています。

この政治的行為のすべてが禁止されているわけではありませ

ん。

今年3月、東京高裁判決では、「処罰を持つて公務員の政治活動の自由を制約することについては抑制的であるべき」として地裁判決を取り消しています。

さらに、教職員には教育基本法第14条に明記された「良識ある公民たるに必要な政治的教養はこれを尊重しなければならぬ。」に基づきしっかりと政治教育を行っていかねばならない責務があります。そのためにも、道教委は教職員が憲法に保障された政治的行為の自由を最大限発揮できるように保障していくことが極めて重要です。政治的行為の自由を奪われたものにとりして「良識ある公民たるに必要な政治的教養」の教育ができるというのでしよう。

このように、今回の道教委

「学校教育における法令等違反に係る情報提供制度に関する要綱」の即時撤回を求める公開質問状

5月26日北海道教育委員会(案)について教育長決定をしましたが、本会の4月28日付け要請書で指摘したようにこの「制度」は戦前・戦中の「密告」を彷彿させ、教育現場に取り返しのできない深刻な事態を引き起こすこととなります。

この内容には、法制的に思想・良心の自由、組合の団結

権、プライバシー保護等、基本的な人権尊重を定める憲法に違反していること、労使対等や使用者の労働組合への支配・介入の禁止に違反していること、市町村教育委員会の勤務監督権や校長の具申権など地教法に抵触するおそれがあること、各学校の教育課程編成権の侵害や教師の創意工夫を認めない旭川学テ最高裁



通知は、一部特定政党の圧力に屈し憲法に保障された教職員の政治的行為の自由及び市民権を否定し教育を破壊する違法・不当なものであり断じて容認できません。強く抗議し、即時撤回を求めますが、これについて見解を明らかにして下さい。

判例に背くものであること、「正当な情報」についての公正・公平・客観的な基準が示されておらず、恣意的・一方的になり、まさに教育行政によるパワー・ハラスメントになること等、数多くの問題があります。

これが強行されれば戦前治安維持法の強化で、「隣組」が警察や憲兵への「密告」制度の役割を果たしたと同様に、不信、疑念、警戒、猜疑などが渦巻く暗黒恐怖の世界となり、教職員間、教職員と保護者・地域住民との信頼と協力関係を崩壊させてしまします。

以上のことから真理・真実にもとづく創造的な教育活動を萎縮させ、最も重要な子どもたちの人格の全面的かつ調和のとれた発達という教育本来の目標の達成が困難になります。

よって、この「情報提供制度」を直ちに撤回することと、下記の質問事項に回答されるよう強く求めます。

質問事項一

記

「要綱」は「法令等違反」について「学校の運営及び教職員の服務」とし、二つの事例を挙げていますが、「正当な情報提供」の公正・公平・客観的基準を示して

いけません。それにより「情報提供者」の主観的・恣意的判断を排除できず、また、被「情報提供者」のそれに対する事実の照合や反論の機会もなく、そして、道教委は情報提供があれば調査を行うことになるので、「法令等違反」と捉える範囲はいくらでも拡大していくことになるかと考えられます。

その1

「思想及び良心の自由」「集会・結社・表現の自由」「プライバシーの保護」など憲法で保障する基本的人権を侵害することも不可避になると考えますが、いかがか。

その2

正当な労働組合の活動も上記理由から調査対象となり、そのことにより組合活動を萎縮させ、あるいは、法で禁止されている使用者の組合への支配・介入に当たるとも起きるのではなにかと考えますが、いかがか。

その3

虚偽の情報提供により刑法の「名誉毀損罪」を数多く惹起させることになるかと考えますが、いかがか。

その4

市町村地方公務員身分の教職員の行為について、直接道教委に通報させ、道教委の一方的判断で調査し、そして、処分も含めて道教

委が「適切な措置を講じる」としていることは、市町村教育委員会の服務監督権や校長の具申権を蔑ろにするもので、地教行法違反ではないかと考えますが、いかがか。

この制度は「教育長決定」で教育委員会には「報告」となっていますが、この手続きには大きな誤りがあるように思われ、効力を持たないのではないかと考えられます。

今回と似たようなことが平成17年6月3日「北海道教育委員会」の号無改善提案・通報制度に関する要綱の制度について」というものを教育長決定しています。これによると「提案及び通報する職員」とは「北海道教育庁及び北海道教育委員会が所轄する教育機関に勤務し、地方公務員法第3条第2項に規定する一般職に属する職員」となっています。つまり教育長の服務監督下にある人たちです。

しかし、今回の制度の対象となる範囲の人たちは、道教委の直接服務監督下にある学校教職員だけではなく、それが及ばない市町村教育委員会の服務監督権にある学校教職員、さらには、「情報提供者」は道民も対象になっています。

したがって、この制度の内容の善し悪しは別にし

て手続的には教育委員会に諮り決定しなければならなかったのではないかと、この制度は効力を持たないのではないかと意見を伺います。

質問事項二

「要綱」で「法令等違反」の事例の一つに「学習指導要領に基づかない指導」をあげています。学テ旭川事案の最高裁判決は学習指導要領について「教師の創意工夫を尊重し、かつ、教育の地方自治をも考慮しつつ、教育の機会均等の確保と全国的な一定の水準の維持という目的のために必要かつ合理的と認められる大綱の基準にとどめられるべきもの」と判示しています。

道教委の「情報提供制度」は、この教師の創意工夫や各学校の教育課程の編成権を含む教育の地方自治などを否定するもので、最高裁判例に違背するのではないかと考えますが、いかがか。

また、「要綱」では実際に指導が行われていなくともそのおそれがある場合には通報できるとしているの（戦前の治安維持法下の「予防拘束」を想起させる）、教育現場の教育課程に対する自由闊達な議論、討議を封殺することになると考えますが、いかがか。

質問事項三

「法令等違反」の事例として「教職員の政治的行為」について、4つの具体例を列挙し、政治的行為の一切が禁止されているかのよう内容になっています。

これは憲法で保障する「思想及び良心の自由」「集会・結社・表現の自由」等にもとづく教職員の市民的・政治的権利の全面否定であり、また、労働組合の団結権や活動の自由を侵害するものであることから憲法や法律に違反すると考えますが、いかがか。

質問事項四

この制度は、戦前・戦中治安維持法強化の下「隣組」が警察や憲兵への「密告」の役割を果たしたのと同様のことが起き、職場は「壁に耳あり障子に目あり」の状態が作られ、日常会話にも神経を使い、不信、疑念、警戒、猜疑などが渦巻く暗黒恐怖の世界となるおそれがあります。

そうなれば教育という営みで最も重視されなければならぬ教職員間、教職員と保護者・地域住民との信頼と協力関係を崩壊させてしまいかねないと考えますが、いかがか。

質問事項五

この制度は「公正な情報提供」の公平・公正・客観的基準が示されていないことから行政による一方的・恣意的運用ができ、道教委がナチスドイツの「秘密警察」(ゲシュタポ)的存在となり、行政権力による「パワー・ハラスメント」だという指摘が多方面からありますが、この点についていかがか。

質問事項六

道教委はこれまでも「新聞社説活用授業」をはじめ、「竹島」、「侵略戦争」について自民党道議の事実無根の誹謗中傷の類いの誤った「通報」を鵜呑みして、「教育を正常化」するとして道教委通知を発しましたが、それが教育現場を混乱させ、教職員・道民から大きな行政不信を呼びました。これに対する反省と謝罪、再発防止を強く求めますが、いかがか。

質問事項七

以上のことからこの「情報提供制度」は、本道教育界にとって取り返しのつかない深刻な事態を引き起こすことになるので、直ちにこれを撤回することを強く要求しますが、いかがか。以上

日退教が全国に道教委抗議を要請

日退教（日本退職教職員協議会）は、4月20日、今回の攻撃に対し、各都道府県退教に道教委への抗議・撤回と北退教への激励の要請を行いました。

現在、沖縄県高退教、宮崎県退教をはじめ、多くの都府県退教から道教委へ抗議・撤回の要請文と北退教への激励文があいついでいます。

教育の危機に立ち向う 全道集会開催を決定！

7月15日、教育会館で

「たちむかう会」は結成以来、この一連の道教委の不当な行政措置は違憲・違法なものであり、この攻撃は北教組や教育現場のみならず、全労働者・道民に向けられたものであるととらえてきました。そこで連合をはじめ多くの団体に共闘を呼びかけてきましたが、その結果今回の集会を開催することになりました。

1. 開催趣旨

道教委は、北教組の「政治資金規正法違反事件」を口実に、教職員組合に保障されている交渉権や教育政策に関する協議の権利を軽視する不当な道議会答弁を繰り返し、北教組との交渉・協議をきわめて限定的なものに制限しまし

た。こうした議会答弁にもとづき道教委は3月、「学校教育に対する道民の信頼を確保する」などとして、「教職員の服務規律等調査」を強行しました。これは、全道の小中学校や高校の教職員を対象に、組合活動や政治的行為、教育課程、教員団体との関係など

「この攻撃は北海道だけの問題ではない。必ず全国に飛び火する。断じて許してはならない。」宮崎でも過去「教育正常化」攻撃がありました。北海道の場合は個人への攻撃で組合をバラバラにする意図があきらか。全国の民主教育を守るため連帯して闘います。

を聞き取るもので、憲法の要請によつてすべての労働者に保障されている労働基本権、とりわけ団結権を侵害し、正当な組合活動に不当に介入するもので、明らかな不当労働行為といえます。また、協力・協働ですすめられている民主的な学校運営や教育内容・方法に不当に介入するものです。

さらに5月には、「教職員の政治行為」や「学習指導要領の違反」を地域住民・保護者から密告させる「通報制度」を創設しました。これは、①「密告」を奨励することにより保護者・住民・教職員を分断し相互不信・不和に

陥れる、②教職員を常に監視の下に置き、かつ、人権侵害の危険にさらす、③自由で創造的であるべき教育活動や正当な組合活動の一切を違法なものとして教職員を委縮させる、などきわめて問題があるものです。

また、道教委は、卒業式や入学式において子どもや教職員に対し、「君が代」斉唱や起立を強制するなど、「教職員の共通理解をはかることが大切」などとした、これまでの北教組との交渉確認や話し合いの内容を一方的に反故にして、北教組の「方針転換」を求めるとともに、「日の丸・君が代」強制を一層すすめる「通知」を発出しました。さらに、教育局や地教委の職員等が学校現場に直接介入し起立や斉唱の状況を「調査」しました。

道教委が矢継ぎ早に強行したこれら一連の行為は、組合活動や政治活動、学校・教職員の教育課程編成権など、教職員に認められる正当な権利の一切を封じ込め、教職員の思想良心の自由を侵害し、創造的な教育実践を奪うものです。さらに、教職員と地域・保護者と関係を分断し、学校現場を混乱に陥れるもので、教育・労働条件の整備を行うべき教育行政の責務を著しく逸脱するものです。

すでに、連合北海道や道民連合、「弁護士有志の会」「教育と労働運動の危機に立

ちむかう会」など様々な民主的な諸団体が道教委に対し、撤回・是正を求める要請を行い、教育現場の厳しい攻撃に樹止めをかけてきました。しかし、道教委は不当な姿勢を示し続けています。

道教委の「服務規律等調査」や「通報制度」等の攻撃は、労働組合総体にかげられた不当労働行為であることを共通の認識とし、「再調査」や「処分」の即刻停止、「通報制度」を撤回し、教職員の人権侵害に抗議し、正当な権利保障を求めていくための意志統一の場として、本集会を開催することとします。

2. 主催

・日本労働組合総連合会北海道連合会

会の役員変更のお知らせ

4月5日の「たちむかう会」成立時の役員の一 札退教事務局次長の小野寺寛さんが佐藤則之さんに変更になりました。お知らせします。

3. 集会日程

(1) 日時
2010年7月15日(木)
18時～19時
(受付17時30分～)

(2) 場所
北海道教育会館7階「大雪」
札幌市中央区南3条西12丁目

- ・連合北海道公務・公共サービス労働組合協議会
- ・北海道公務員共闘地公三者共闘会議
- ・民主教育をすすめる道民連合
- ・北海道高齢・退職団体連合
- ・教育と労働運動の危機にたちむかう会
- ・北海道退職教職員協議会
- ・北海道教職員組合

ありがとうございました -カンパ-

「たちむかう会」は全く資金がありません。そこで札幌退職教職員協議会をはじめ各退教及びたちむかう会役員の方々にカンパを要請しました。6月末現在 **191,007円**もどけてもらいました。今後もよろしく。

振込先/ゆうちょ銀行 たちむかう会 西塔泰延
ゆうちょ銀行からの場合/記号19030 普通 番号11156311
他金融機関からの場合/店名908 普通 口座番号1115631